

一般社団法人 日本歯科技工学会 表彰制度規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般社団法人 日本歯科技工学会（以下「当法人」という）定款第4条（9）に基づき、当法人の進歩・発展に貢献し、業績があったと認められる者に対して表彰することを目的とし、この規程を定める。

(表彰の種類)

第2条 賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学会功労賞：日本歯科技工学会功労賞
- (2) 優秀論文賞
 - 1) 日本歯科技工学会優秀研究論文賞
 - 2) 日本歯科技工学会優秀臨床技工術式論文賞
 - 3) 若手研究者優秀論文賞
- (3) 優秀発表賞：日本歯科技工学会優秀発表賞

(審査の対象)

第3条 各賞の審査対象は、次のとおりとする。

- (1) 学会功労賞
当法人における優れた教育・研究・臨床業績または会務運営において当法人の発展に著しい貢献のあった者。
- (2) 優秀論文賞
 - 1) 優秀研究論文賞
当法人学会雑誌に掲載された原著論文、調査研究論文、教育論文。
 - 2) 優秀臨床技工術式論文賞
当法人学会雑誌に掲載された臨床技工術式論文。
 - 3) 若手研究者優秀論文賞
著者の年齢が40歳未満の原著論文、調査研究論文、教育論文および臨床技工術式論文。
- (3) 優秀発表賞
当法人学術大会におけるポスター発表。

第2章 委員会

(委員会と委員)

第4条 各賞の候補者を審査選考するため、次の選考委員会を設け、各委員をもって構成する。

(1) 学会功労賞選考委員会

委員：会長・副会長・理事

- 1) 委員長は理事（総務責任者）が担当し、推薦基準・実施方法の策定および本規程第5条第1項による選考の実施を行う。

(2) 優秀論文賞選考委員会

委員：会長・副会長・理事（学術責任者・編集責任者）・査読委員長

- 1) 委員長は理事（編集責任者）が担当し、選考基準・実施方法の策定および本規程第5条第2項による選考の実施を行う。

(3) 優秀発表賞選考委員会

委員：会長・副会長・理事（学術担当）・大会長

- 1) 委員長は理事（学術責任者）が担当し、選考基準・実施方法の策定および本規程第5条第3項による選考の実施を行う。

第3章 選考方法および表彰

(選考方法)

第5条 各賞の選考は、次のとおり実施する。

(1) 学会功労賞

会長・副会長及び理事のうち2名の推薦によるものとし、理事会にて選考し、決定する。

(2) 優秀論文賞

表彰対象年度の学会雑誌第1号及び第2号に掲載された論文の中から、選考委員会が優秀論文（研究論文、臨床技工術式論文、若手研究者優秀論文）を選考し、理事会の議を経て決定する。

(3) 優秀発表賞

学術大会におけるポスター発表の中から、会長・副会長・理事・監事・代議員の投票により、優秀発表を選出し、選考委員会により決定する。

(表 彰)

第6条 受賞者には表彰状を授与する。

第4章 改 廃

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て社員総会に報告する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年9月4日から施行する。
- 2 平成24年9月17日一部改訂
- 3 平成28年10月26日一部改訂
- 4 平成30年2月7日一部改訂